

新	旧
<p style="text-align: center;">愛媛県結核診査協議会条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年 8 月 3 日 条例第33号</p> <p>第 1 条 省略 (組織)</p> <p>第 2 条 <u>協議会は、委員 5 人で組織する。</u></p> <p>(委員)</p> <p>第 3 条 <u>委員は、次に掲げる者につき知事が任命する。</u></p> <p>(1) <u>結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者</u> <u>3 人</u></p> <p>(2) <u>医療以外の学識経験を有する者</u> 2 人</p> <p>2 <u>委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>4 <u>委員は、非常勤とする。</u></p> <p>(委員長)</p> <p>第 4 条 <u>協議会に委員長を置く。</u></p> <p>2 <u>委員長は、委員の互選により定める。</u></p> <p>3 <u>委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p>4 <u>委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</u></p> <p>(協議会の招集)</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>協議会は、毎月 2 回 開催しなければならない。ただし、委員長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第 6 条 <u>協議会の会議は、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者である委</u></p>	<p style="text-align: center;">愛媛県結核診査協議会条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年 8 月 3 日 条例第33号</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>(協議会の招集)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>協議会は、毎月 2 回以上開催しなければならない。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第 3 条 <u>協議会の会議は、委員（委員長を含む。）3 人以上が出席</u></p>

新	旧
<p>員が2人以上出席し、かつ、同項第2号に掲げる者である委員が1人以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。</p> <p>第7条 省略 (議決方法)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>第9条・第10条 省略 (協議会の庶務)</p> <p>第11条 協議会の庶務は、愛媛県松山保健所においてつかさどる。</p> <p>第12条 省略</p>	<p>しなければ、開くことができない。</p> <p>第4条 省略 (議決方法)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。但し、可否同数の場合で出席委員2人の賛成あるときは、否決してはならない。</p> <p>第6条・第7条 省略 (協議会の庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、愛媛県松山中央保健所においてつかさどる。</p> <p>第9条 省略</p>